

地域で自分らしく

若年性認知症支援ハンドブック

生きるために



長 崎 県

認知症は一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」といいます。発症初期には「もの忘れ」が目立たない場合があります。うつや体調不良と間違われやすい症状があります。このため、早期受診での診断が大切です。現役世代での認知症発症のため、職を失うと経済的に大きな影響が考えられます。若年性認知症の人がおかれている状態や環境に応じて利用できるサービスや制度を相談できる窓口があります。

これからの生活のために、
一人で家族で抱え込まずに、
まずは相談してみませんか！

思い当たることはありませんか？

～次のようなサインは、認知症の可能性があります～

職場での変化

- ☐ 作業に手間取ったりミスが目立つようになる
- ☐ 仕事の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- ☐ 指示されたことが理解できなくなる
- ☐ 段取りが悪くなり、優先順位が分からなくなる
- ☐ 約束を忘れてしまう
- ☐ 忘れ物が増えてくる など

生活の変化

- ☐ 財布や鍵をどこに置いたか分からなくなる
- ☐ お金の計算や漢字の読み方が分からなくなる
- ☐ 車の運転が適切にできなくなる
- ☐ 知っているはずの場所で道に迷ってしまうことがある
- ☐ 身だしなみに無頓着になる など

「いつもの自分と違う」と感じたら
一人で悩まず相談しましょう



相談・対応支援の流れと主な 制度・サービスのキーワード

雇用期間中

退職後

認知症を疑ったら

●医療機関受診

- ・かかりつけ医・産業医 (p5)
- ・認知症専門医 (p4)
- ・認知症サポート医 (p5)
- ・認知症疾患医療センター (p4)

●相談窓口

- ・地域包括支援センター (p12)
- ・長崎県認知症サポートセンター (p13)
- ・基幹型認知症疾患医療センター (p12)
- ・若年性認知症コールセンター (p12)
- ・認知症の人と家族の会長崎県支部 (p13)

診断を受けたら

●就労の継続を支援

- ・障害者手帳 (p7)
- ・障害者雇用制度

●経済的な支援

- ・傷病手当金 (p7)
- ・特別障害者手当 (p7)
- ・障害年金 (p8)
- ・自立支援医療制度 (p8)
- ・高額療養費 (p9)
- ・高額介護サービス費 (p9)
- ・医療費控除 (p9)
- ・高額医療・高額介護合算療養費制度 (p9)

配置転換など

退職したら

- ・雇用保険 (p8)
- ・住宅ローン (p11)
- ・生命保険 (p11)
- ・公共職業安定所 (p5)
- ・障害者就業・生活支援センター (p6)
- ・障害者職業センター (p6)
- ・障害福祉サービス (p10)

居場所

- ・介護保険制度 (p10)
- ・障害福祉サービス (p10)
- ・認知症カフェ・交流会 (p6)

生活支援

- ・介護保険制度 (p10)
- ・市町社会福祉協議会 (p13)
- ・子どもの就学支援 (p11)

- ・障害福祉サービス (p10)
- ・日常生活自立支援事業 (p10)

- ・障害者就業・生活支援センター (p6)
- ・成年後見制度 (p10)



医療のこと ～受診のタイミングと医療機関～

65歳未満で発症する「若年性認知症」の場合、多くの人が現役で仕事をしているので、認知機能が低下すれば、支障が出て気づかれやすいと考えられています。しかし、実際には、仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになっても、本人や周囲の人も認知症のせいとは思わないことがあります。疲れや更年期障害、うつ症状の思い、的確な受診につながらず、認知症の症状が目立ってからようやく診断がついた例もあるようです。若い人にも認知症があることを理解し、認知症疾患医療センターや認知症に詳しい専門医療機関で早めに受診し治療を受けることで、進行を遅らせることができる場合があります。

認知症疾患医療センター

認知症の専門医療の提供体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、担当者を配置しての医療と介護の連携や認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う機能を果たす、地域の認知症医療に関する連携の中核的機能を持つ機関です。

圏 域 名	医 療 機 関 名	電話番号
全 域	国立大学法人 長崎大学病院	095-819-7975
長 崎	医療法人昌生会 出口病院	095-842-2039
佐世保県北	社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	0956-33-7122
県 央	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	0957-22-1333
県 南	医療法人済家会 島原保養院	0957-62-1969
五 島	長崎県五島中央病院	0959-72-3181
上 五 島	長崎県上五島病院	0959-52-3000
壱 岐	長崎県壱岐病院	0920-47-1131
対 馬	長崎県対馬病院	0920-54-7111

認知症専門医等

認知症疾患医療センターのほか、もの忘れ外来のある病院や神経内科・精神科のある病院などでも診察が受けられます。

認知症サポート医

かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築を図ります。また、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力を行うなど地域における「連携」の推進役です。

かかりつけ医・産業医

認知症の治療は長く続き、日常生活での困りごとが起こってくる場合もあります。身近に、いつでも相談できるかかりつけ医や産業医がいる場合には、まず相談しましょう。かかりつけ医や産業医は、専門機関に紹介するなどの役割も担っています。



仕事のこと ～就労支援・再就職・就労移行～

「仕事を続けたい。」～

退職してしまうと、再就職するのが難しい場合が多いので、慣れた職場や人間関係の中でできるだけ長く働けるよう上司や産業医等に相談して、職場の理解を得ましょう。症状が軽度であれば、配置転換をしてもらい、障害者雇用制度を利用するなどして、仕事を続けられる可能性があります。

「また働きたい。」「自分にできる仕事をしたい。」～

病気の症状などから、退職となっても経済的な理由で働く必要がある場合や、自分にできる仕事を続けたい場合は再就職する、職業訓練を受けるという方法もあります。

就職に関する相談(公共職業安定所)

名 称	所 在 地	電話番号
長崎公共職業安定所	〒852-8522 長崎市宝栄町4-25	095-862-8609
西 海 出 張 所	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033
佐世保公共職業安定所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609
諫早公共職業安定所	〒854-0022 諫早市幸町4-8	0957-21-8609
大村公共職業安定所	〒856-8609 大村市松並1-213-9	0957-52-8609
島原公共職業安定所	〒855-0042 島原市片町633	0957-63-8609
江迎公共職業安定所	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131
五島公共職業安定所	〒853-0007 五島市福江町7-3	0959-72-3105
対馬公共職業安定所	〒817-0013 対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609
壱 岐 出 張 所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054

就業・生活に関する相談(障害者就業・生活支援センター)

名 称	支 援 地 域	電話番号
障害者就業・生活支援センターながさき (社会福祉法人 ゆうわ会)	長崎市、西海市、長与町、 時津町	095-865-9790
長崎県北地域障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人 民生会)	佐世保市、平戸市、松浦市、 佐々町	0956-76-8225
長崎障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人 南高愛隣会)	諫早市、大村市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町	0957-35-4887
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと (社会福祉法人 悠久会)	島原市、雲仙市、南島原市	0957-73-9560
下五島障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人 さゆり会)	五島市	0959-74-5910
対馬障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人 米寿会)	対馬市	0920-54-6040

職業評価・ジョブコーチなどの相談

名 称	所 在 地	電話番号
長崎障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町3-26	095-844-3431



交流や社会参加のこと ～精神的な支援など～

病気の発症により、退職したり、趣味の活動をやめてしまうことで社会とのつながりが少なくなり、孤立してしまうこともあります。周囲の理解があれば趣味や地域のイベントへの参加などの活動を続けることができます。また、本人やその家族が交流できる認知症カフェや交流会などを開催している家族の会や市町があります。

相 談
窓 口

詳しくはお住まいの市町にお尋ねください。



利用できるサービス・制度～経済的な支援など～

本人や配偶者が現役世代なので、病気の症状などから休職や退職せざるを得ない場合、経済面の不安が大きくなります。今後の本人や家族の生活の基盤をつくるために、利用できるサービスや制度を活用しましょう。

精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳

認知症などの精神疾患により日常生活に支障がある場合に「精神障害者保健福祉手帳」を、身体の障害により生活に支障がある場合に「身体障害者手帳」を申請できます。手帳の取得により、税の優遇措置、公共交通料金や施設の割引等があります。

相談
窓口

お住まいの市町の障害福祉担当課

傷病手当金

「全国健康保険協会（協会けんぽ）」または「健康保険組合」に加入している事業所に勤務してる場合で、病気や業務外のけがなどのため仕事を休み給料を受けられない時に、その間の生活を保障するために支給申請することができます。

相談
窓口

職場の人事部等
全国健康保険協会（協会けんぽ）

特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において、常に特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者を支援するための手当です。

相談
窓口

お住まいの市町の障害福祉担当課

障害基礎年金・障害厚生年金

加入している年金により、病気やけがが原因で障害の状態になってしまった場合に手続きを行うと受け取ることができます。

*初診日から1年6ヵ月を経過した時点で請求ができます。

*障害厚生年金を受給するには在職中の受診が必要です。

●障害基礎年金

(対象者) 国民年金加入者(自営業など、20歳以上60歳未満の全ての加入者)

●障害厚生年金

(対象者) 厚生年金加入者(会社員・公務員など)

相談
窓口

お住まいの市町の国民年金
担当課・年金事務所

相談
窓口

年金事務所・各共済組合

名 称	所 在 地	電話番号
長崎南年金事務所	〒850-8533 長崎市金屋町3-1	095-825-8701
長崎北年金事務所	〒852-8502 長崎市稲佐町4-22	095-861-1354
佐世保年金事務所	〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189
諫早年金事務所	〒854-8540 諫早市栄田町47-39	0957-25-1662

自立支援医療制度(精神通院医療)

認知症で通院して治療を行っている場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が軽減される場合があります。

相談
窓口

お住まいの市町の障害福祉担当課

雇用保険

会社を退職した後、受給資格の決定を受ければ、失業給付(基本手当)を受けることができます。

相談
窓口

お住まいの住所地管轄の公共職業安定所
(ハローワーク)

高額療養費

医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。事前に「限度額適用認定証」の手続きを行い、窓口へ提出することにより自己負担限度額を超えた分を支払う必要がありません。

相談
窓口

加入している健康保険組合・全国健康保険協会
(協会けんぽ)

高額介護サービス費

1ヵ月に支払った介護サービス費の自己負担額が一定金額を超えた場合には、その超えた分が支給されます。

相談
窓口

お住まいの市町の介護保険担当課

医療費控除

1年間に負担した医療費総額が一定額を超えた場合には、「医療費控除」が受けられ、確定申告を行うことで税金が還付される場合があります。

相談
窓口

税務署・お住まいの市町の税務担当課

高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ世帯で同一の医療保険に加入している人で、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担額合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給される場合があります。

相談
窓口

加入している医療保険の担当課
お住まいの市町の担当課(介護保険課・国民健康保険課等)

介護保険制度

65歳未満でも40歳以上であれば、「特定疾病該当者」として介護保険が利用できます。また、市町で介護認定を受けることにより、各サービスを受けることができます。

相談
窓口

お住まいの市町の介護保険担当課

障害福祉サービス

市町から障害福祉サービスの支給決定を受けることにより、生活支援や就労支援のための各サービスを受けることができます。

相談
窓口

お住まいの市町の障害福祉担当課

成年後見制度

認知症など判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度で、財産管理や各契約等の支援を行います。

相談
窓口

お住まいの市町の介護保険担当課・地域包括支援センター

日常生活自立支援事業

認知症や障害者のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送ることができるように、契約に沿って、福祉サービスの利用援助などを行います。

相談
窓口

お住まいの市町の社会福祉協議会

住宅ローン

団体信用生命保険に加入の場合、特約制度で「高度障害状態」に該当すると支払いが免除されることがあります。

相談
窓口

ローン契約をした金融機関の担当者

生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の支払いは終了して、契約のみ残す方法もあります。また、高度障害になった時に「高度障害保険金」を受け取れることができる場合があります。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。

相談
窓口

加入している生命保険会社の担当者

子どもの就学支援

世帯の経済状況により、国の制度や学校でも奨学金や学資免除を受けられる場合があります。また、生活福祉資金（教育支援資金）等の教育資金の貸付を受けられる場合があります。

相談
窓口

教育ローンコールセンター（電話番号0570-008656）
日本学生支援機構（電話番号0570-666-301）
お住まいの市町の社会福祉協議会（生活福祉資金）



各種相談窓口 ～頼れる相談先～

●基幹型認知症疾患医療センター(長崎大学病院内)

日本老年精神医学会の「こころと認知症を診断できる病院&施設」に認定されており、認知症の専門医や相談員がいます。認知症に関する悩みや心配ごとへの相談や認知症の人が、糖尿病や肺炎など体の病気が悪化した場合は医療機関と連携しながら対応します。

相談日 月～金曜日(9:00～17:00)(年末年始・祝日を除く)
電話番号 095-819-7975

●若年性認知症コールセンター

厚生労働省の委託を受け、認知症介護研究・研修大府センターに設置され、若年性認知症に関する様々な相談に対して、専門の教育を受けた相談員が対応します。

相談日 月～土曜日(10:00～15:00)(年末年始・祝日を除く)
電話番号 0800-100-2707(フリーコール)

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らしていくための総合的な生活支援の窓口です。医療、介護、福祉のコーディネーター役として「認知症地域支援推進員」も配置されています。

相談日
電話番号 お住まいの市町の介護保険担当課でご確認ください。

●市町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、日常生活上で抱える様々な悩みごと、心配ごと、困りごと等の相談に応じています。

また、日常生活自立支援事業や生活福祉資金等貸付制度の利用の際の相談・申込の窓口にもなっています。

相談日
電話番号

お住まいの市町の社会福祉協議会にご確認ください。

●認知症の人と家族の会 長崎県支部

介護経験を持つ会員が、同じ立場で電話での相談を受けます。(直接の来所相談も可能です。)

認知症(若年性を含む)の本人や家族の精神的な支援や当事者同士の情報共有などの活動を行っています。

相談日
電話番号

毎週火曜日・金曜日(10:00~16:00)(年末年始・祝日を除く)
095-842-3590

このほか、市町によっては「地区会」が設置されており、同様に相談することが可能です。

●長崎県認知症サポートセンター

長崎県の委託を受け、長崎県すこやか長寿財団に、認知症に関する相談や認知症介護のための研修等、中核的な役割を担う目的で開設されました。同センターには「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、電話や来所での相談に応じるとともに、関係機関との連携を図ります。

相談日
電話番号

月～金曜日(10:00~15:00)(年末年始・祝日を除く)
095-847-0473 ※来所相談は予約が必要です。

参考資料 引用資料

- 若年性認知症支援ガイドブック(改訂版)
- 若年性認知症ハンドブック(改訂版)
- 若年性認知症の人やその家族へ(リーフレット)
- ご存知ですか?若年性認知症のこと(リーフレット)
- ※以上、認知症介護研究・研修大府センター作成
- 宮崎県若年性認知症ハンドブック

相談先に迷ったら
“長崎県認知症サポートセンター”まで
☎095-847-0473



長崎県福祉保健部長寿社会課

電話番号：095-895-2434

F A X：095-895-2576

(発行)公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団

長崎県認知症サポートセンター

電話番号：095-847-5212

相談専用：095-847-0473

F A X：095-847-6181